

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は病院に看護助手として採用され、病棟内で入院患者の食事配膳、シーツ交換、検査室への誘導等の業務に従事していた。その後、職場内にて、現金盗難事件及び備品が紛失する事件が発生した。請求人は上司との面接において、備品を持ち帰ったことを認めたが、その面接中から手足の痺れ感が出現した。日を改め数回の面接が行われ、体調不良で出勤できなくなり、〇クリニックを受診し、「適応障害」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は本件疾病が業務上の事由により発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

原処分庁の調査により、病院側の言い分をそのまま聴いて決定し、不支給となったことについて不服である。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期について

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F43.2 適応障害」を平成〇年〇月下旬頃に発症していると認められる。

(2) 出来事の心理的負荷の評価

出来事として、現金盗難事件が発生し、同時に備品の紛失も発生したため、上司から面接調査を受けたことが挙げられ、この出来事は「上司とのトラブルがあった」を適用し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であるが、当初行われた面接は、請求人のみを対象にしたものではなく、実際に請求人は備品を持ち帰っていることから、強度を修正し「Ⅰ」と評価した。

(3) 出来事に伴う変化を評価する視点

特記すべき事項及び過重性は認められないことから、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」である。

(4) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価について

発達障害の子が不登校となり、他校へ編入学したことが挙げられ、「親子の不和、子供の

問題行動、非行があった。」を適用し、強度は「I」であり、特段の修正要素は認められない。

(5) 結論

以上から、業務による心理的負荷の強度は「I」であり、「特に過重」とは評価できないことから、総合評価は「弱」である。

4 審査官の判断

(1) 発症時期について

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F43.2 適応障害」を平成〇年〇月下旬頃に発症していると認められる。

(2) 出来事の心理的負荷の評価

出来事として、現金盗難事件が発生し、同時に備品の紛失も発生したため、上司から面接調査を受けたことが挙げられ、この出来事は「上司とのトラブルがあった」を適用し、平均的な心理的負荷の強度は「II」であり、上司との面接は、請求人だけではなく、また実際に請求人は備品を持ち帰っている事実を踏まえ、強度を修正し「I」とする。

一方、現金盗難事件については、請求人は否定しており、関係者からの聴取からも、請求人の関与は不明である。

(3) 出来事に伴う変化を評価する視点

特記すべき事項は認められず、また過重性は認められないため、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」と判断した。

(4) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価について

発達障害の子が不登校となり、他校へ編入学したことが挙げられ、「親子の不和、子供の問題行動、非行があった。」を適用し、強度は「I」と判断した。

性格傾向として、主治医の意見書では「他に依存せず、自分で問題を解決しようとする傾向がある」との記載されている。

(5) 結論

以上から、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」と判断でき、また、特別な出来事も認められないことから、業務上の事由によるものと認めることはできない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。